

寺 Pay クレジットカード決済サービス契約約款特約

・追加費用に関する特約

1. 利用内容調査処理料(500 円/件)

寺 Pay クレジットカード決済サービス契約約款第 36 条 2 項各号に基づき、クレジットカード会社経由の以下の内容に相当する利用内容調査が発生した場合、利用内容調査処理料として別途貴社に料金が発生する場合がございます。(1)商号のずれ等による会員からの利用内容照会 (2)加盟店と甲の間の連絡不通や、協議不調等による取消・解約依頼 (3)カード会社の監視により発覚した決済に対する悪用調査

2. チャージバック処理料(2,000 円/件) クレジットカードを保有するお客様が不正使用などの理由により利用代金の支払に同意しない場合に、クレジットカード会社はその代金の売上を取消しすることができます。不正が発覚した場合、加盟店様は売上代金の返金をカード会社から請求されます。

※利用内容調査やチャージバックのリスク軽減策として、3D セキュアの導入をおすすめしております。ご利用されていない場合は、チャージバックのリスク軽減ができませんことをご理解いただきますようお願い致します。

3. マニュアル取消処理料(クレジットカード処理料/件)

加盟店が行った商品の購入申込の取消処理がエラーによりできなかった場合、再度取消処理を行うことが出来料金が別途発生いたします。なお、甲から乙に取消の依頼があった場合、乙は、マニュアル取消を行うものとする。マニュアル取消が発生した場合、加盟店様はマニュアル取消金額全額とともに、マニュアル取消処理料(赤伝処理料を含む。)として、別途貴社の定める費用を請求することができます。

・納付区分追加に関する特約

納付区分の設定は月間 20 件まで無料とします。20 件を越えるときは、1 件ごとに 1,000 円(税別)の手数料がかかります。

特約策定日 2023 年 11 月 1 日